

【新旧対照表】利用規約

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
<p>第1条 (適用範囲)</p> <p>1. 本規約は、本サービス（第2条に定義します。<u>以下同じです。</u>）の利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者（第2条第7項に定義します。<u>以下同じです。</u>）による本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。</p> <p>2. 当社は、当社ウェブサイト（第2条に定義します。<u>以下同じです。</u>）において、本サービスに関し、本規約の関連規程やガイドライン等（以下、「各規程等」といいます。）を別途定める場合があります。各規程等と本規約の規定が異なる場合、各規程等の規定が本規約に優先して適用されるものとします。ただし、本規約において、本規約が各規程等の定めにより優先する旨を規定している場合はこの限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>12. 「親族」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。<u>以下同じです。</u>）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの方以外の配偶者の父母及び子を意味します。</p> <p>13. 「暗号資産関係情報」とは、当社が取り扱う又は取り扱おうとする暗号資</p>	<p>第1条 (適用範囲)</p> <p>1. 本規約は、本サービス（第2条に定義します。<u>以下同じ。</u>）の利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者（第2条第7項に定義します。<u>以下同じ。</u>）による本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。</p> <p>2. 当社は、当社ウェブサイト（第2条に定義します。<u>以下同じ。</u>）において、本サービスに関し、本規約の関連規程やガイドライン等（以下、「各規程等」といいます。）を別途定める場合があります。各規程等と本規約の規定が異なる場合、各規程等の規定が本規約に優先して適用されるものとします。ただし、本規約において、本規約が各規程等の定めにより優先する旨を規定している場合はこの限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>12. 「親族」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。<u>以下において同じ。</u>）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの方以外の配偶者の父母及び子を意味します。</p> <p>13. 「暗号資産関係情報」とは、当社が取り扱う又は取り扱おうとする暗号資</p>

産又は当社に関する未公表（利用者の全てが容易に知りうる状態に置かれていないことをいいます。）の重要な情報であって、利用者の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるものを意味します。

(略)

第4条（本口座の開設）

(略)

4. 当社は、利用希望者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本口座の開設を拒否することができるものとします。

(略)

- (4) 利用希望者が反社会的勢力等（第15条第1項各号のいずれかに該当する者をいいます。以下同じです。）である場合又は利用希望者が資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関係があると当社が判断した場合

(略)

第10条（金銭の入金及び出金並びに暗号資産の入庫及び出庫）

(略)

8. 利用者の本口座からの暗号資産の出庫は、利用者が暗号資産の送付先のアドレス（利用者間振込においてはメールアドレスとなります。以下同じです。）を指定し、当該アドレス及び出庫する暗号資産の数量を当社に通知する方法によって行うものとします。

(略)

産又は当社に関する未公表（利用者の全てが容易に知りうる状態に置かれていないことをいう。）の重要な情報であって、利用者の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるものを意味します。

(略)

第4条（本口座の開設）

(略)

4. 当社は、利用希望者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本口座の開設を拒否することができるものとします。

(略)

- (4) 利用希望者が反社会的勢力等（第15条第1項各号のいずれかに該当する者をいいます。以下同じ。）である場合又は利用希望者が資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関係があると当社が判断した場合

(略)

第10条（金銭の入金及び出金並びに暗号資産の入庫及び出庫）

(略)

8. 利用者の本口座からの暗号資産の出庫は、利用者が暗号資産の送付先のアドレスを指定し、当該アドレス及び出庫する暗号資産の数量を当社に通知する方法によって行うものとします。

(略)

第 11 条（金銭及び暗号資産の分別管理）

1. 当社は、利用者財産である金銭（以下、「預り金」といいます。）について、信託会社と信託契約を締結し、金銭信託による区分管理を行います。区分管理する信託設定された預り金（以下、「利用者区分管理信託」といいます。）に係る信託財産と自己の金銭を管理する他の預金口座を区分の上、以下に掲げる方法により管理するものとします。

（略）

(2) 当社は、利用者区分管理信託に係る信託財産の残高と利用者区分管理必要額を適切に照合するものとし、照合に際しては、次に掲げる事項を遵守します。

（略）

② 信託財産の元本の残高と利用者区分管理必要額が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含みます。）すること。

（略）

2. 当社は、利用者財産である暗号資産（以下、「預り暗号資産」といいます。）及び履行保証暗号資産（以下、「分別管理対象暗号資産」といいます。）を管理するウォレット（以下、「区分管理ウォレット」といいます。）と自己の暗号資産（履行保証暗号資産を除きます。以下同じです。）を管理するウォレットを区分の上、以下に掲げる方法により管理するものとします。

（略）

(2) 当社は、区分管理ウォレットの残高と利用者区分管理必要量を適切に照合するものとし、照合に際しては、次に掲げる事項を遵守します。

（略）

② 区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の分別管理対象暗号資産

第 11 条（金銭及び暗号資産の分別管理）

1. 当社は、利用者財産である金銭（以下、「預り金」といいます。）について、信託会社と信託契約を締結し、金銭信託による区分管理を行います。区分管理する信託設定された預り金（以下、「利用者区分管理信託」といいます。）に係る信託財産と自己の金銭を管理する他の預金口座を区分の上、以下に掲げる方法により管理するものとします。

（略）

(2) 当社は、利用者区分管理信託に係る信託財産の残高と利用者区分管理必要額を適切に照合するものとし、照合に際しては、次に掲げる事項を遵守します。

（略）

② 信託財産の元本の残高と利用者区分管理必要額が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。

（略）

2. 当社は、利用者財産である暗号資産（以下、「預り暗号資産」といいます。）及び履行保証暗号資産（以下、「分別管理対象暗号資産」といいます。）を管理するウォレット（以下、「区分管理ウォレット」といいます。）と自己の暗号資産（履行保証暗号資産を除きます。以下同じ。）を管理するウォレットを区分の上、以下に掲げる方法により管理するものとします。

（略）

(2) 当社は、区分管理ウォレットの残高と利用者区分管理必要量を適切に照合するものとし、照合に際しては、次に掲げる事項を遵守します。

（略）

② 区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の分別管理対象暗号資産

の有高と分別管理対象暗号資産の残高データの合計量が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含みます。）すること。

（略）

第13条（ID及びパスワードの管理）

1. 利用者は、自己の責任において、利用者の本口座のID（利用者ID、ログインID、APIキーその他いかなる名称のものも含みます。以下同じです。）及びパスワード（ログインパスワード、APIシークレット、認証コード、暗証番号その他いかなる名称のものも含みます。以下同じです。）を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

（略）

第16条（禁止行為）

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暗号資産関連取引のため又は暗号資産（暗号資産の指数を含む。以下、本項において同じです。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為
（略）
 - (25) 事前に当社から書面による同意を得た場合を除き、本サービス又は本サービスの利用等により得た情報等を利用する等して、第三者へ本サービス（暗号資産売買取引や暗号資産の移転若しくは決済又は価格情報等の配信を含みますが、これらに限られません。）と同一若しくは類似のサービスを自ら提供し（本サービスを利用して第三者の注文を取次ぎ、又は第三者のために本サービスを利用して取引を行うことを含みます。）、若しくは本サービスを第三者へサービスや物品等を提供する等の商用目的で利用し（自ら又は第三者が販売又は発行する暗号資産又はトークンの販売・払込

の有高と分別管理対象暗号資産の残高データの合計量が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。

（略）

第13条（ID及びパスワードの管理）

1. 利用者は、自己の責任において、利用者の本口座のID（利用者ID、ログインID、APIキーその他いかなる名称のものも含みます。以下、同様とします。）及びパスワード（ログインパスワード、APIシークレット、認証コード、暗証番号その他いかなる名称のものも含みます。以下、同様とします。）を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

（略）

第16条（禁止行為）

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暗号資産関連取引のため又は暗号資産（暗号資産の指数を含む。以下、本項において同じ。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為
（略）
 - (25) 事前に当社から書面による同意を得た場合を除き、本サービス又は本サービスの利用等により得た情報等を利用する等して、第三者へ本サービス（暗号資産売買取引や暗号資産の移転若しくは決済又は価格情報等の配信を含むがそれに限らない）と同一若しくは類似のサービスを自ら提供し（本サービスを利用して第三者の注文を取次ぎ、又は第三者のために本サービスを利用して取引を行うことを含みます。）、若しくは本サービスを第三者へサービスや物品等を提供する等の商用目的で利用し（自ら又は第三者が販売又は発行する暗号資産又はトークンの販売・払込代金として、不

代金として、不特定多数の第三者から暗号資産を受け取る行為を含みます。)、又は子会社その他の自己の支配下にある第三者にそれらを行わせる行為

(略)

第 17 条 (免責事項)

(略)

7. 当社は、当社が保管・管理する利用者の金銭又は暗号資産に関して発生した損失については、それが当社の故意又は重過失（本条第 5 項に規定する当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、利用者の情報の削除又は消失、利用者の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷を除きます。）に基づいて発生したことが明らかな場合を除き、一切の責任を負いません。

(略)

第 25 条 (本サービスの停止等)

(略)

- (13) 利用者が、当社又は他の利用者その他の第三者の知的所有権（著作権、意匠権、実用新案権、商標権、特許権、ノウハウを含みますが、これらに限られません。）、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為を行ったとき

(略)

附則

2020 年 3 月 1 日制定 施行

特定多数の第三者から暗号資産を受け取る行為を含みます。)、又は子会社その他の自己の支配下にある第三者にそれらを行わせる行為

(略)

第 17 条 (免責事項)

(略)

7. 当社は、当社が保管・管理する利用者の金銭又は暗号資産に関して発生した損失については、それが当社の故意又は重過失（本条第 5 項に規定する当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、利用者の情報の削除又は消失、利用者の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷を除く。）に基づいて発生したことが明らかな場合を除き、一切の責任を負いません。

(略)

第 25 条 (本サービスの停止等)

(略)

- (13) 利用者が、当社又は他の利用者その他の第三者の知的所有権（著作権、意匠権、実用新案権、商標権、特許権、ノウハウが含まれるがこれに限定されない）、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為を行ったとき

(略)

附則

2020 年 3 月 1 日制定 施行

2020年5月1日改定 施行	2020年5月1日改定 施行
2020年5月29日改定 施行	2020年5月29日改定 施行
2020年8月11日改定 施行	2020年8月11日改定 施行
2020年9月9日改定 施行	2020年9月9日改定 施行
2020年10月14日改定 施行	2020年10月14日改定 施行
2021年4月1日改定 施行	2021年4月1日改定 施行
2021年6月30日改定 施行	2021年6月30日改定 施行
<u>2021年7月28日改定 施行</u>	
以上	以上